

生活保護基準引き下げの被害に対し 人権の砦として 司法の職責を果たす判決を求めます

2013 年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅(平均 6.5%、最大 10%)で 96%の生活保護利用世帯が削減の影響を受けました。生活保護を利用する人たちは、食事や風呂の回数を減らす、友人との付き合いを減らすなど、厳しい生活を余儀なくされました。これは、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪い、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するものです。

全国で 31 の訴訟がたたかわれている「いのちのとりで裁判」では、多くの地裁で、①生活保護基準部会が検証した数値を勝手に2分の1にしたこと、②物価高騰の 2008 年を起点とし、電気製品(特にテレビ)の値下がりが増大に影響し下落率が増幅される「物価偽装」とも言える独自の物価指数を用いたことから、引き下げを違法とする判決が相次いでいます。2023 年 4 月の大阪高裁判決は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023 年 11 月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。

私たちは、人権保障の最後の砦である最高裁が、司法の職責を果たし、法の力で行政の暴走を正す判決を言い渡すことを求めます。

氏名(フルネームで)	住所(番地までご記入ください)
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

※オンラインでも同趣旨の署名にとりくみます。同じ人が、両方に署名しないようご注意ください。

※署名用紙に記入された名前・住所は、最高裁判所に提出する目的以外に使用することはありません。

【呼びかけ団体】 いのちのとりで裁判全国アクション

【送付先】 全国生活と健康を守る会連合会

160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATO ビル 3F

【取扱団体】